

令和6年度 社会福祉法人庄内幸和福祉会 事業計画 (案)

一 社会福祉法人庄内幸和福祉会

1 法人の概要

法人名称	社会福祉法人庄内幸和福祉会
所在地	福岡県飯塚市綱分 1369 番地
電話番号	0948-80-1066
FAX番号	0948-80-1345
代表者	理事長 神原 義和
法人設立年月日	平成25年9月9日

二 共同生活援助 幸の家 (介護サービス包括型) 事業計画

1 施設の概要

所在地	福岡県飯塚市綱分 1369 番地
利用定員	4名
職員定数	4名
事業開始年月日	平成26年3月1日

2 運営の基本計画

地域での自立をコンセプトに利用者の生活の質・本人の能力や特性を引き出せる支援を行うことで利用者主体の事業所を目指していく。また、入居者の基本的人権を尊重し、入居者の立場に立った日常生活の援助と心身の健康管理に努める。さらに、個々の障がいの状況に配慮しつつ、精神的な自立のみならず経済的自立をも促しながら支援を行うことで、自主自立した充実感溢れる日常生活を過ごせるようにしていく。

3 利用者の処遇

①利用者の健康に配慮した食事の提供

栄養・利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮しつつ栄養カロリーバランスのとれた食事の提供を行う。また、利用者の意見を取り入れ、休日などに外食を実施する。

②日中活動援助

当法人の運営する日中活動事業所 (生活介護、就労継続支援B型) の利用者が多く、入居者に関わる重要連絡事項、体調不良等に応じ連絡調整を行うことで、今後も充実したバックアップ体制を確保していく。

4 健康管理

- ① 日常的健康管理
- ② 医療機関の通院の付き添い

5 防災計画

防災訓練（風水害）の実施 年2回（日中及び夜間想定 各1回ずつ）

6 日課

① 金銭管理の援助

可能な限り自己管理できる環境を整えていくことで、円滑に自主生計が行えるような支援を目指して行く。

② 相談・助言

入居者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、援助を行う。

③ 家族との交流

④ 休日や余暇時間には利用者のニーズに沿った外出支援、趣味活動支援を行う。

7 年間行事計画

(1) 理事会・評議会 定例開催 年2回（3月及び5月開催予定）

※施設運営状況に応じて、臨時招集を行うこともあります。

(2) 施設行事計画

1月	初詣・正月（御神酒）	7月	そうめん流し
2月	節分・バレンタインデー	8月	夏祭り
3月	ひな祭り・ホワイトデー	9月	バーベキュー
4月	花見（桜観賞）	10月	花見ドライブ（秋桜観賞）
5月	野球観戦	11月	運動会
6月	日帰り旅行	12月	クリスマス会・餅つき

※1 月1回、利用者の誕生日会を開催させていただきます。

※2 この年間行事は、一大イベントとして計画しています。また、その時期・利用者の状況等により、行事を延期又は中止の可能性もございますが、全力で取り組んで参ります。

※3 各事業所の運営状況に応じて適宜変更が生じる可能性がございます。

三 障がい福祉サービス事業所多機能型通所施設 和の里 事業計画

1 施設の概要

所在地 福岡県飯塚市綱分 1369 番地
利用定員 25 名（生活介護 15 名、就労継続支援 B 型 10 名）
職員定数 6 名
事業開始年月日 平成 26 年 3 月 1 日

2 事業運営基本計画

- ①就労継続支援 B 型事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 10 第 2 号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- ②生活介護事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っていく。

3 運営方針

①就労継続支援 B 型

- (1) 障害者に対し就労又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- (3) 地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

②生活介護

- (1) 障害者に対し入浴・排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 生活介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- (3) 生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 支援の内容

①就労継続支援B型

(1) 作業活動の充実

個別支援計画に基づいた、作業活動を通して就労意欲の向上が図られるようにする。

また、作業工賃の増額をめざし、更なる作業種の開拓も行う。

(2) 就労・生活における自立支援

ハローワーク等の関係行政機関と連携をとり、事業所での職業訓練や施設外就労に積極的に取り組み、利用者の就労につながるように支援に努める。

②生活介護

(1) 生活支援

利用者個々の生活基盤や環境を理解した上で、人権に配慮した支援を行い、社会的に自立した生活が営めるような技術や能力を伸ばしていく支援を実施することにより、家族の一員、社会の構成員としての自覚や、自立心、生活技術を養っていく。

(2) その他の支援

個人のプライバシーに関する悩み事や心配事の相談に対しては、時間、場所等を配慮して行い、精神的に安定した作業活動ができるようにしていく。また、季節ごとの行事やレクリエーションを計画し、日々の作業活動に変化をつける。

5 協力医療機関

①医療法人 廣瀬医院（内科,小児科,リハビリテーション科）

②はやま歯科（歯科）

6 日中活動生産内容

① 株式会社サイム（パソコン等のリサイクル過程における分解作業）

② ナカヤ縫製（縫製等の業務）

③ TURIGIN（ウキ作りの業務）

④ 渡辺商事（タオルの折りたたみ業務）

⑤ 車輛の洗車業務

⑥ 株式会社プラパ（箱折り作業）

⑦ 株式会社門真（電子部品組み立て等）

⑧ RYUEN（GLプラマイくん組み立て）

⑨ 株式会社SAI（メガソーラー周囲除草作業）

⑩ 株式会社ギアラボ（釣り具の制作業務）

四 日中一時預かり支援事業

1 施設の概要

所在地 福岡県飯塚市綱分 1369 番地

職員定数 1名

事業開始年月日 平成 26 年 3 月 1 日

2 事業運営基本計画

利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立って日中における活動の場を提供し、障害者の家族の就労支援や、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息の場を提供する。利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて排泄及び食事の支援その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うとともに、利用者等の必要なときに必要な一時支援を提供する。

3 運営方針

- ①利用者の身体・精神の状況やその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行う。
- ②事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ③事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関との連携に努めるものとする。

五 麦穂園 事業計画

1 施設の概要

所在地 福岡県飯塚市綱分 596-3
利用定員 20名（発達支援事業 10名、放課後等デイサービス 10名）
職員定数 8名
事業開始年月日 令和3年3月1日

2 事業運営基本計画

- ① 児童発達支援事業は利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じて支援や訓練を行う。
- ② 放課後等デイサービス事業は、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通い生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行っていく。

3 運営方針

- (1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。
- (2) 障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。
- (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (4) 障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。